

平成 28 年度

戦略的情報通信研究開発推進事業
(国際標準獲得型)
～ 5 G 及び I C T ロボットに関する公募～

—提案要領—

公募期間

- (1) 5 G (無線及びネットワーク管理)
平成 27 年 10 月 20 日(火)～平成 28 年 1 月 19 日(火)
(17:00(日本標準時)必着)
- (2) I C T ロボット
平成 27 年 10 月 20 日(火)～平成 28 年 4 月 12 日(火)
(17:00(日本標準時)必着)

総務省

目 次

1	事業の概要	2
2	公募する研究開発課題	2
3	提案要件	6
4	研究開発期間	6
5	研究開発経費	7
6	委託先候補の選定及び採択	7
7	翌年度以降の研究開発の実施	8
8	提案の手続	9
9	提案に係る留意事項	10
10	委託研究契約等	14
11	研究開発実施上の留意点	15
12	研究成果等	17
資料 1	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	20

1 事業の概要

戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）（以下「本事業」という。）は、研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、総務省と外国政府が定める研究開発課題において、日本と外国の研究機関が共同で研究開発を実施する課題に対して、総務省が日本の研究機関に対して研究開発の委託を行う競争的資金制度¹です。

総務省は、平成 27 年 3 月 24 日に東京で開催された「第 21 回日欧 ICT 政策対話」において、欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）（以下「EC」という。）との間で第 3 回目の日欧共同研究の推進について合意したことを受け、平成 28 年度から、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国²の研究機関と共同で研究開発を実施する研究開発課題に対して研究開発の委託を行います。

本提案要領は、EU 加盟国内に設置された大学、民間企業、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（以下「EU の研究開発実施者」という）との間で共同提案する、日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（提案者）（以下「日本の研究開発実施者」という。）に対するものです。

日本の研究開発実施者は、「研究代表者」（研究提案者）及び「研究分担者」により構成されます。日本の研究開発実施者のうち、代表者一人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とします。

2 公募する研究開発課題

本事業の公募対象は、次の研究開発課題とします。

- (1) 5G^{*}一次世代の通信ネットワーク（5G-Next Generation Communication Networks）：研究開発課題のコード³EUJ-01-2016

※ 第 5 世代移動通信システム

① 研究成果目標

日 EU による 5G イニシアチブは、重要ネットワークやコンピューター・プラットフォームのための日 EU の共通の立場、標準や相互運用可能なシステムの発展という目標を踏まえ、産業界における連携をさらに加速させています。日 EU の参加者からの提案は、共同研究の利益を生み出すために、特定のテーマへの多大な貢

¹ 競争的資金制度：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度です。

² EU 加盟国には、EC と協定を結んだ associated country が含まれます。この資料において以下同じ。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

³ 「HORIZON2020 WORK PROGRAMME2016-2017」で公表する研究課題項目です。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

献を行うことが必要です。

Ultra-lean 信号デザイン、新たな周波数やアクセス手段、Massive MIMO、新たな無線インタフェース及び SON を含む 5G 無線アクセス技術を実現するため、技術やシステムに関する標準化の進展が求められています。また、高速／大容量のローカル・ネットワークとユーザ環境を実現させるため、欧州委員会と総務省／情報通信研究機構がこれまで 2 回実施した日 EU 共同公募を踏まえ、テーマを特定させることも求められています。SDN/NFV 技術を適用した統一的なネットワーク管理が、この研究開発を推進する過程で直接適用できるようになります。

5G に関する 2 つのプロジェクトである 5G（無線）と 5G（ネットワーク管理）は、相互に連携、補完することが必要です。

（１）－１ 5G（無線）

動的にリソース分配可能な機能や、優れた周波数利用効率、広範なアプリケーション要件に対応した機能を有する、高性能なヘテロジニアス・ネットワークを実現するための 5G に関する技術やシステム。本研究開発は、全体的なテストや、評価方法及び関連する評価基準・パラメータの特定並びに利用シナリオの取決めにに基づき、異なるヘテロジニアス・ネットワーク間の相互運用性に焦点を当てています。また、本研究開発は、3GPP が取り組んでいる 5G 技術の総合的な評価方法への直接的な関与が期待されています。

（１）－２ 5G（ネットワーク管理）

SDN/NFV のような機動的で柔軟な制御又は管理スキームにより、トラヒックの増加によるトラヒック量や特性の変更に対応可能な、すなわち重いダイナミシティを制御する 5G ネットワーク。ソフトウェアで制御されているネットワークに付随する SDN は、NFV と同様に、先進的なネットワークが自動的にターゲットになります。このネットワークにより、ネットワーク・ノード機能の全体的なクラスをビルディング・ブロックへ仮想化し、そのブロックが接続される、又はチェーン状になることで、通信サービスを提供することになります。これらの技術は、5G のパフォーマンスを引き出し、近い将来にはネットワーク群を管理するために必須となるものです。この研究は、世界中における SDN や NFV による初期のネットワークに焦点を当て、SDN ネットワークの管理を総合的にテスト・評価し、この評価結果が関連する標準化（例えば、ONF、ITU、3GPP での標準化）へ貢献する予定です。また、この研究は、3GPP で取り組んでいる 5G 技術の総合的な評価方法への直接的な関与が期待されています。

共通のテストベッドやアプリケーションにおける結果を共有することが研究開発の対象となり得ます。また、2020 年の東京オリンピックは、5G ネットワークや技術の整備目標として考慮整備目標。

本研究開発の重要なポイントは、SDN/NFV に関する調整済み又は共通の標準化が含む、3GPP R14 で開始予定の 5G の共通標準化ロードマップへの貢献です。日 EU 共同研究を通じた標準化の成果は、2019 年世界無線通信会議（WRC-19）の 5G スペクトル・周波数特定プロセスにも関係すべきものであり、第 5 世代モバイル

推進フォーラム（5GMF）だけでなく、Horizon2020（H2020）においても扱われるべきものです。

欧州委員会は、上限 1.5 百万ユーロの EU からの貢献を要求する提案が、2 つの区別されたプロジェクトによって特定課題を的確に分けられた場合についても考慮しています。しかしながら、これは、他の資金を求める提案の提出や選択を除外するものではありません。2 つの異なる分野の 2 つのプロジェクトが期待されています。

② 期待する効果

- ア 都市型、地方型の双方の環境で利用されるにおける、多様なアプリケーションに関連した一連の技術における相互運用性を確保するためのアクセス・リソースの開発。
- イ 次世代の統合アクセス・ネットワークシステム／ヘテロジニアス・アクセス・ネットワークシステムの実現にキーとなる技術の開発とデモンストレーション。
- ウ オープンスタンダードや相互運用性に関してグローバルな見解を支持する標準化要件の特定や標準化機関・団体へ、特に 3GPP や WRC19 における議論に着目し、貢献。3GPP の下で議論されている 5G アクセス技術の試験や評価方法への多大な貢献を含む。
- エ ネットワーク管理の新しい基盤技術。コンセプトの実証として、リアルタイム管理による VFN の機動的な再配置及び柔軟な再接続の実装の加速化。

- (2) 自宅及び介護施設における高齢者の活発で健康な生活に資するソリューションを基盤とした新たな ICT ロボットに係る日欧協力（EU-Japan cooperation on Novel ICT Robotics based solutions for active and healthy ageing at home or in care facilities）：研究開発課題のコード⁴ SC1-PM-14-2016

① 研究成果目標

欧州及び日本の高齢者は、できる限り長く、自身の住み慣れた場所で暮らすことを望んでいます。しかし、高齢者は、健康の不良、認知機能障害、虚弱、社会的排除のような危険にさらされているとともに、それらは高齢者の自立と生活水準、高齢者を支える人々の生活水準に加え、ヘルスケア制度の持続可能性にまで悪影響をもたらします。

この公募は、高齢者が活発で健康な日常生活を延伸するソリューションを基盤とした先進的な ICT ロボットの開発・実証のための共同研究とイノベーションの提案を対象とします。

提案はこの分野で進展させるべきであり、行動学、社会学、健康その他の関連する学術分野を含めた複数分野の研究を組み合わせるべきです。

開発するソリューションの特徴は、モジュール性、費用対効果、信頼性、様々

⁴ 「HORIZON2020 WORK PROGRAMME2016-2017」で公表する研究課題項目です。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

なニーズや社会的期待に応じることができる柔軟性、実環境への適用性、エンドユーザーへの安全性や受容性があるべきです。

ジェンダーや倫理的課題には十分な配慮をしなければなりません。

1. 高齢者の自宅や介護施設における日常生活を支援するため、提案するソリューションは、個々の人に自動適応できるヒトとロボットとのインタラクションを通じた、高齢者のニーズや興味、ライフスタイルを最優先するべきです。また、提案するソリューションは、安定感と快適さを提供するとともに、勤務時間や労働コストに係る介護者の負担を軽減すべきです。
2. 提案するソリューションは、オープンプラットフォーム⁵やIoT(Internet of Things)のアプローチをさらに開発し、構築させるべきです。
そのシステムは、ロボットデバイスと、ロボット・宅内センサーネットワーク・ビッグデータの処理の連動を含む新しいサービス提供モデルを支えることができるインテリジェントな生活環境、及びクラウド上のIoTデータがそれぞれ連動するアプローチをとるべきです。
3. 提案する取組は、長期の自立した生活を促進する新しいサービスモデルを開発するとともに、アプリケーションやサービスを提案し（認知機能や健康の持続等）、社会状況を改善し（生活支援や孤立・孤独の軽減等）、高齢者が残った能力を最大限に生かすように引き出し（家事や趣味への従事等）、介護者の負担を軽減することに合わせて、介護予防／介護の効率的な提供を支援するべきです。
4. 提案するアプリケーション適用分野は、EUと日本の間にある異なる歴史・文化や、様々な個々の知覚・嗜好・認知能力に適応できるように、どのようなソリューションを設計することができるのか、明示するべきです。
5. 期待される便益と効果を確認するために、十分な被験者を確保できる実態に即した試験環境がEUと日本双方において設定されるべきです。
6. 実際の生活でICTロボットサービスが受け入れられるために、倫理的・法的・社会的課題(ELSI:Ethical, Legal, and Social Issues)を保証することが必要です。EUと日本において、ELSIについて適切に考慮することが要求されます。
7. サービスを浸透させるために、クラウドシステム等、一般に普及された基盤やオープンソースを広範に利用することが要求されます。
8. 特定のアプリケーションまたはハードウェアシステムに制限されることなく、上記のようなプラットフォームの開発は、適切な標準化や現在議論されている（予定される）標準化のもと、インターオペラビリティを保証することが要求されます。

⁵ オープンプラットフォームとは、例えば、ソフトウェアに、ソースコードの修正をしなくとも、本来の意図以外の機能を持たせることができる、公開・明文化された外部のAPI(Application Programming Interfaces)のようなオープンスタンダードに基づいたソフトウェアシステムです。これらのインタフェースを使って、第三者がそのプラットフォームに機能を追加することができます。その反対語は、クローズドプラットフォームです。オープンプラットフォームは、オープンソースであることを意味しませんが、ほとんどのオープンプラットフォームでは複数のAPIが搭載されています。

欧州委員会は、1～2百万ユーロのEUからの貢献を要求する提案が、今回の特定課題に対して適切に対応することができると考えています。しかしながら、これは、他の資金を求める提案の提出や選択を除外するものではありません。

② 期待する効果

- ア 介護施設への入院回数及び滞在日数の縮減や、自宅での生活時間の拡大等を通じて、加齢とともに身体機能やメンタルの双方もしくはいずれかが重症化する要介護者の自立及び自律の促進。
- イ 日常生活における高齢者のニーズに応じた質の高いサービスの提供。
- ウ 高齢者とその介護者の生活の質の改善。
- エ ロボットと作業を分担することで介護者の負担を軽減し、かつ、介護サービス提供のための人材を補完することで終日介護の継続的な提供。
- オ 提供する介護の効率の改善。
- カ 高齢者の活発で健康な生活を支援する先進的なソリューションにおける世界的なリーダーシップの獲得。

3 提案要件

本公募に対する提案は、前項の研究開発課題に該当するものであり、日本とEUの研究機関が共同で提案し、その提案書が日本の研究開発実施者から総務省が定める期日・時間までに提出されたものに限りします。

ECにおいても、「HORIZON2020 WORK PROGRAMME 2016-2017⁶」を通じて、同期間にEUの研究開発実施者からの共同提案書を受け付けます。その際、ECへの共同提案書は同一の内容であり、ECが定める期日・時間までに提出される必要があります。

総務省とECの双方で同一内容の共同提案書が確認されない場合については採択の選考の対象となりません。

EUの研究開発実施者とは、EU加盟国（ECと協定を結んだ associated country を含む。）内に設置された大学、民間企業、地方公共団体等の研究機関に限りします。共同提案を行いたい欧州の研究者が、EUの研究開発実施者に該当するのかについて疑義が生じる場合は、提出期限までに総務省及びECの双方の事務局に確認⁷してから提出してください。

4 研究開発期間

平成28年度の契約締結日から最長3か年を予定しています。

契約は、平成28年7月頃の開始を予定していますが、最終的には、総務省とECの協議により定めます。

⁶ <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

⁷ EU加盟国の要件確認に時間がかかる場合がありますので、十分時間に余裕をもって問合せをお願いします。

研究開発期間は、本事業が平成 28 年度予算成立前の公募であることから、今後、変更となる可能性があります。また、翌年度以降の研究開発期間は、継続評価の結果及び予算編成上の都合により、見直しされる場合があります。

5 研究開発経費

研究開発経費は、日本の研究開発実施者を対象に支払われ、平成 28 年度は（１）－１は 10 百万円、（１）－２は 75 百万円、（２）は 20 百万円をそれぞれ上限（消費税込み・間接経費込み（間接経費は、直接経費の 30%を上限））とします。（上記 2 の「対象とする研究開発課題」の（１）－１、（１）－２及び（２）に 1 つの提案の採択を予定。）

研究開発期間中の研究開発経費は、EC と同程度の約 225 百万円を上限とする見込みです。ただし、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、本事業は、平成 28 年度予算成立前の公募であることから、今後、公募内容等に変更となる可能性があります。翌年度以降の研究開発経費は、提案当初の研究費を契約金額として保証するものではなく、継続評価の結果及び予算編成上によって見直しされる可能性があります。

6 委託先候補の選定及び採択

日本の研究開発実施者から提案された提案書は、「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月制定、平成 27 年 4 月最終改定）を踏まえて設定された評価基準をもとに、下記に示す総務省及び EC で合意した評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される国内の評価委員会、及び日本及び欧州双方から選出された評価委員で構成する総務省・EC 合同の評価委員会（以下「日欧合同評価委員会」という。）の二段階による評価を行い、その結果に基づき実施すべき研究開発課題を採択します。

（１）国内評価（第一次評価）

第一次評価は、主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見を有する専門委員の専門評価と、その専門評価の結果を踏まえ、当該事業の評価委員による総合評価を実施します。なお、必要に応じて提案書等の内容に関して提案者からのヒアリング等を実施する場合があります、実施した場合は聴取した事項も評価の対象とします。

また、EC においても、所定の手続きに則り、第一次評価を実施します。

（２）日欧合同評価（第二次評価）

第二次評価は、日本及び EU それぞれの第一次評価を受け、日本及び EU のそれぞれから同数選出された評価委員で構成される日欧合同評価委員会による評価を実施します。

(3) 評価の観点

採択評価では、以下の評価項目・評価の観点による評価を実施します。

ただし、上記評価項目・評価の観点に加えて、EC が公表する HORIZON2020 の評価項目・評価の観点も第二次評価において評価されます。

【評価項目・評価の観点】

評価項目	評価の観点
研究開発目的・内容について	・研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性 ・技術課題の新規性・革新性 ・研究開発方法、実施計画の品質と有効性
研究開発の実施体制・実施計画について	・研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性 ・研究者の資質と経験 ・研究者や研究機関の組み合わせ、役割分担の有効性、日欧の連携体制の有効性 ・予算計画の妥当性・正当性
研究開発の成果・波及効果	・提案要領に示された期待する効果の日欧への貢献度 ・研究成果の普及・展開方法、知的財産管理の妥当性 ・国際標準化・実用化・国際競争力強化、イノベーション・社会課題解決等への貢献

なお、研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

また、選考の経過については通知しません。お問い合わせにも応じられません。

(4) 採択及び通知

総務省及び EC は、「日欧合同評価委員会」の「評価結果」を受け、それぞれから、日欧合同評価委員会で評価を受けた提案者に対しては、評価結果を通知します。当該評価結果を踏まえて、総務省及び EC は、同一の共同研究開発課題を採択候補として決定します。

総務省及び EC は、連携して採択候補となった提案者と当該研究開発の実施内容について調整を行い、研究計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択決定をします。

最終的な採択・不採択の結果は、総務省及び EC からそれぞれの研究提案者（代表者）あてに通知します。

7 翌年度以降の研究開発の実施

総務省は、翌年度以降の研究開発の実施にあたって、日本の研究開発実施者から、毎年度1月頃に継続提案書を提出していただき、進捗状況や研究成果等に関する継続評価を実施します。

その結果を踏まえ、プログラムディレクターの助言を受けたのち、次年度の研究開発の実施を決定します。そののち、新たに契約を締結し、研究開発を継続して実

施することになります。

ただし、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を指示することがあります。なお、評価に関する詳細については「戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）等評価の手引」を参照ください。

8 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

（１）提案に必要な準備作業

① 府省共通研究開発管理システム^８（以下、「e-Rad」という。）への登録

本事業への提案では e-Rad を使用します。したがって、提案者締切日・時間までに e-Rad へ「所属研究機関」及び「研究者」の２つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業の提案は、研究代表者の所属研究機関及びすべての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及びすべての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では所定様式を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式等をダウンロードしてください。

（２）公募期間

研究開発課題提案書の受付期間（公募期間）は、次のとおりです。

① ５Ｇ（無線及びネットワーク管理）

^８ <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad は、当該システムを通じて、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※）に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究開発データベース：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

平成 27 年 10 月 20 日（火）～平成 28 年 1 月 19 日（火）（17：00（日本標準時）必着）

② ICT ロボット

平成 27 年 10 月 20 日（火）～平成 28 年 4 月 12 日（火）（17：00（日本標準時）必着）

なお、公募期間を過ぎた提案書（e-Rad 登録・提出を含む。）は受け付けられません。
また、欧州の研究機関が EC の指定する日時までに提案書を提出しなかった場合、日本の提案書が提出されても、受理されません。反対の場合も同様です。

（３）提案方法

① 応募情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて、① 5 G（無線及びネットワーク管理）は平成 28 年 1 月 19 日（火）17:00（日本標準時）、② ICT ロボットは平成 28 年 4 月 12 日（火）17:00（日本標準時）（以下「期限」といいます。）までに本事業への応募情報を入力してください。

② 提案書の提出

提案書は、（３）①とともに、上記（２）公募期間中に、総務省（提案書の提出先、問い合わせ先を参照。）あてに提案書 1 部、提案書の写し 1 部、提案書を保存した電子媒体（CD）一式及びその他提案に必要な書類一式を直接持ち込み又は郵送にて期限までに提出してください。なお、提出された提案書は返却いたしません。

（４）提案に当たって

研究代表者は、責任を持って提案書を取りまとめた上で提出願います。提案書の記載事項に不明な点があった場合には、研究代表者あてに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

（５）提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から 1 ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 ヶ月以上経過後に確認してください。

（６）採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表する予定です。

9 提案に係る留意事項

（１）研究開発実施者の要件

① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究

機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生⁹を除く。）であること。

- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ e-Rad に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- ④ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施に当たって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理を研究機関が実施する必要があります。）
- ⑤ 研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。（大学院生等の学生やポストドクターが研究代表者になることはできません。）また、日本語及び英語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。（ポストドクターは研究分担者になることができます。大学院生等の学生は研究分担者になることはできませんが、研究補助者¹⁰として研究の補助をすることはできます。）

（２）研究協力者

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究課題の遂行にあたり、協力を行う者が必要な場合は、研究開発を実施する者に含めることができます。ただし、協力を行う者は、当該事業の研究開発実施者でないため、当該事業の研究開発資金を使用することはできません。

（３）戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）等における研究開発実施者の重複の排除

本事業に新規提案する課題の研究代表者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究開発実施者となることはできません。

本事業に新規提案する課題の研究分担者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者となることはできません。

⁹ 研究活動を本務とする研究者等が学生の身分を持つ場合は除く。

¹⁰ 「研究補助者」とは、学生、アルバイト、パート、派遣社員等であって、雇用に関する責任を研究機関がすべての責任を持つことで雇用し、研究開発実施者の指示の下に本研究開発の補助を行う者をいいます。

戦略的国際連携型研究開発推進事業、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）及び先進的通信アプリケーション開発推進事業で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者及び研究分担者になることはできません。

戦略的国際連携型研究開発推進事業、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）及び先進的通信アプリケーション開発推進事業で既に研究開発を実施している研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 11）」を提出することにより、既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることがあります。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、不参画申請書により提出された既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から外します。

なお、戦略的情報通信研究開発推進事業（先進的通信アプリケーション開発推進型研究開発）においては、「研究代表者」とあるのは「開発代表者」、「研究分担者」とあるのは「開発分担者」、「研究開発実施者」とあるのは「開発実施者」と読み替えるものとします。

（４）個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

（５）「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成24年10月17日改正）¹¹に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部について他府省を含む競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。
- ② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

¹¹ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

ただし、当該指針は、契約手続きの時点で最新の指針とします。また、「2 提案に係る留意事項」の考え方においても同様とします。

(6) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）¹²等、競争的資金等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択あるいは採択取り消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中に他事業への応募の採否が決定した場合には、総務省（「14 提案書の提出先、問い合わせ先」を参照。）まで速やかにご連絡ください。

(7) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1 から 10 年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5 年間とします。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1 又は 2 年間とします。

(8) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 から 10 年間とする。

¹² エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4 月から翌年 3 月まで）の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

(9) 人権及び利益の保護に関して

研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行っておいてください。

10 委託研究契約等

採択された研究開発課題は、研究開発を実施する者が所属する日本の各研究機関と総務省との間で委託する研究開発の契約（以下委託研究契約という。）を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

本事業の日本の委託研究契約に関する主な点は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究契約は単年度契約となります。次年度以降の委託研究契約については、継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）ことになります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で委託研究契約を締結します。研究開発実施者個人との間で委託研究契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関すべてと総務省との間で、個別に委託研究契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。委託研究契約に係る経費についての説明は、別紙「研究開発経費の費目（競争的資金制度）」を参考にしてください。

ただし、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託研究契約が締結されるとは限りません。また、契約期間中に当該委託研究と一体的に研究成果・応用の目的とした研究開発を想定しているための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 委託研究契約書

総務省が別途作成する「委託研究契約書」により契約していただきます。必要な

契約条件が所属機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1ヶ月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(6) 欧州の研究機関等との共同研究契約等

共同研究を実施するにあたり、欧州及び日本の研究機関内のすべての機関間（研究協力者がいる場合には、研究協力者の所属する機関を含む。）で共同研究契約を締結することが必要となります。また、共同研究契約の締結にあたり、共同研究機関間で知的所有権について十分に話し合ってください。特に、国の研究開発委託費により研究開発の期間中に得られた研究成果は、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）により、一定の条件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。共同研究契約の締結の際には 欧州の研究機関を含むすべての研究機関から本件の理解を得て、適切な共同研究契約等を締結 することが必要となりますので、提案時には、この調整での合意事項など踏まえた共同研究契約等の最終案の提出が必要です。

(7) 実績報告書の作成

契約終了ごとに、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

11 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の雇用等

研究開発実施者及び研究補助者として新たに必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者等を雇用し、その人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。当該雇用に関する責任はすべて所属研究機関に帰属します。

(2) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

研究開発に必要な物品等の調達は購入する場合の経費とリースの場合の経費の安価な方法としていただきます。なお、購入する場合は、以下のとおりとします。

(3) 物品の管理等

ア 管理・維持

原則として、契約先である研究機関が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

イ 研究開発終了後の扱い

研究開発終了後、物品等の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取扱いについては、別途協議することとします。

(4) 研究費の不正な使用への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業において不正経理又は

不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正の概要（不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施指針）」（平成26年4月）に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

（５）研究上の不正への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的資金担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

また、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針」（平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正）に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、平成26年9月19日、総合科学技術・イノベーション会議より「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時にあたって必要な対応を求める予定です。

(6) 安全保障貿易管理¹³について（海外への技術漏洩への対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

12 研究成果等

(1) 研究成果報告書の作成

毎年の契約終了ごとに「研究成果報告書」を提出していただきます。詳細は、別途指示をします。

(2) 終了報告書の作成

研究開発が終了した後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成していただきます。

(3) 研究成果の帰属

研究開発実施中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件の下、100%受託者側に帰属させることが可能です。

共同研究契約の締結の際には、外国の研究機関に本件を理解していただいた上で、適切な共同研究契約等を締結することが必要となります。

(4) 研究成果の公開・普及及び研究成果発表等

研究開発実施者は、本事業により得られた研究成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、研究成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表する際には、**本事業の研究成果である旨を必ず記載**していただきます。

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容、及び毎年度提出された研究成果報告書、終了報告書についても公表します。研究開発の終了後、総務省が指定する国際シンポジウム等

¹³ 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。

で報告を行っていただくことがあります。詳細は、別途指示をします。

日本及びECが、合同で研究開発の進捗や研究成果等に関するレビュー及び研究開発の当初、中間及び終了後に研究報告会を実施することがあり、報告会の参加などにご協力いただきます。

(5) 追跡報告書等の作成

研究開発終了原則1年後と3年後に実施する追跡調査に回答をいただきます。また、終了評価時に、追跡評価を指定された課題については、追跡報告書（終了1～5年後）を提出していただきます。追跡評価を実施する場合は、終了評価の結果の通知によりお知らせします。

13 その他

本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、総務省のホームページ等でお知らせいたします。

14 提案書の提出先、問い合わせ先

提案書の提出、問い合わせ先は下記宛てにお願いします。

【提案書の提出先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

（平成28年度 国際標準獲得型 新規研究課題担当）あて

【提案書の作成または提出方法等に関する問い合わせ先】

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

担 当：平野課長補佐、佐々木係長、河合官

電 話：03-5253-5771 FAX：03-5253-5764

【研究開発課題の内容等に関する問い合わせ先】

(1) 5G（無線）及び5G（ネットワーク管理）

総務省 総合通信基盤局 移動通信課

担 当：高橋課長補佐、大村係長、武田官

電 話：03-5253-5896 FAX：03-5253-5946

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

担 当：平野課長補佐、佐々木係長、河合官

電 話：03-5253-5771 FAX：03-5253-5764

(2) ICTロボット

総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室

担 当：中野課長補佐、仲田係長、池田官
電 話：03-5253-5751 FAX：03-5253-5752

(共通：E-mail) international_standardization_atmark_ml.soumu.go.jp
(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

資料1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

平成17年3月23日改正

平成21年3月27日改正

平成26年5月29日改正

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあっては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費
(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、
会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、
印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、
通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 「被配分機関の種類」については、代表的な機関を記載。

* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある（企業の取り扱い等）。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成〇〇年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

(収入)			
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考	
〇〇研究費補助金	〇〇, 〇〇〇		
〇〇制度	〇, 〇〇〇		
合 計	〇〇, 〇〇〇		
(支出)			
経費の項目	執行額	使 途	具体的な使用内容
1. 管理部門に係る経費			
①人件費	〇〇, 〇〇〇		
②物件費	〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇		
④その他			
2. 研究部門に係る経費			
①人件費	〇, 〇〇〇		
②物件費	〇〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇		
④その他			
3. その他の関連する事業部門に係る経費			
①人件費	〇, 〇〇〇		
②物件費	〇〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇		
④その他			
合 計	〇〇, 〇〇〇		

※「競争的資金の種類」については、内閣府ホームページに掲載されている「競争的資金制度一覧」中の制度名を記入し、その競争的資金制度による間接経費を受け入れた額について記入してください。なお、当該ホームページ中に該当する制度名がない場合は、当該競争的資金制度の配分機関に確認してください。

(参考) 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※「使途」については、(別表1)にある(ア)～(タ)の分類に沿って記入してください。(複数項目記入可)
(ア)～(タ)以外に使用した場合は、(チ)と記入してください。

※「具体的な使用内容」については、「使途」が(イ)～(エ)に該当する場合に、別表1の各項目にある具体的な使用内容を踏まえて、記入してください。また、(チ)に該当する場合も、具体的な使用内容について、記入してください。

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(1) 被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか記載してください。

(「競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善」、「研究機関全体の機能の向上」の観点から記載してください。)

(2) 間接経費の使用について、該当する項目にチェックをしてください。

①間接経費の使用方針について

☐ 被配分機関の長の責任の下で間接経費の使用に関する方針を作成している。

☐ 被配分機関の長の責任の下で間接経費の使用に関する方針を作成していない。

→ 方針を作成していない場合は、間接経費の使用について、被配分機関の長の責任の下、どのように間接経費を運用しているか、具体的に記載してください。

②間接経費の使用について（複数選択可）

☐ 間接経費の一部（又は全て）は、被配分機関の長の判断に基づき使用している（研究者の要望を受けて機関の長が判断している場合を含む）。

☐ 間接経費の一部は部局（研究科・専攻等）に配分しており、部局が独自の判断で使用できるようにしている。

☐ 間接経費の一部を研究者に配分しており、研究者が独自の判断で使用できるようにしている。

→ 「間接経費の一部を研究者に配分しており、研究者が独自の判断で使用できるようにしている。」場合、直接経費で充当すべき支出に充当しないよう、どのように確認をしているのか、具体的に記載してください。

③間接経費の趣旨及び使途に係る説明について（複数選択可）

☐ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明をしている。

☐ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明していない。

→ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明している場合は、どのような手段により、研究者に説明をしているか、具体的に記載してください。

また、説明をしていない場合は、どのようにして間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、周知をしているか、具体的に記載してください。